

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と剣淵町（以下「乙」という。）は、平成23年9月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、平成31年4月1日から適用する。

原協定別表第1中2 福祉及び3 教育の表を次のように改める。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。
福祉体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域福祉体制の充実を図る。また、障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センター等の広域利用を推進する。さらに、福祉人材の育成・確保を推進する。
	甲の役割	乙と連携して名寄市こども発達支援センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、地域活動支援センター及び基幹相談支援センター等の広域利用を推進する。また、福祉人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる福祉施設、名寄市立大学等の施設整備を行う。

	乙の役割	甲が設置する名寄市こども発達支援センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センター及び基幹相談支援センター等の広域利用を推進する。また、福祉施設、名寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力する。
権利擁護支援の推進	取組の内容	圏域における認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方に対して、地域で安心して尊厳ある生活ができるよう成年後見制度（後見・保佐・補助をいう。）の総合的な利用促進を図る。
	甲の役割	権利擁護機能の充実を図るため、乙と連携して圏域の権利擁護支援体制を整備するとともに、地域に不足する弁護士等の専門職後見人に代わる、後見業務を担える体制の整備を推進する。
	乙の役割	甲が実施する、権利擁護機関の運営に必要な協力と応分の経費を負担すると共に、連携して広域利用を推進する。また、各市町の社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業から成年後見制度利用支援まで、切れ目のない権利擁護支援を行う。

### 3 教育

生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
-----------	-------	---

甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月21日

甲 名寄市大通南1丁目1番地  
名寄市  
名寄市長 加藤 剛 士

士別市東6条4丁目1番地  
士別市  
士別市長 牧野 勇 司

乙 上川郡剣淵町仲町37番1号  
剣淵町  
剣淵町長 早坂 純 夫